

令和元年度市民税・県民税

6月12日(水)に納税通知書を発送します



市民税・県民税は、毎年1月1日現在の住所地の市で課税しています。6月12日(水)に納税通知書を送付しますので、課税の内容を確認してください。会社に勤めている人は、6月から給与天引きが始まります。

平成30年中の所得に対して課税

本年度の市民税・県民税の額は、平成30年中の所得に基づいて決定します。非課税の人には納税通知書は送付しません。

第1期の納期限は7月1日(月)

年税額を4期に分けて課税しています。各納期限までに納めてください。口座振替の場合は、各納期限の日に引き落としを行います。新たに口座振替を希望する人は、納税通知書の最終ページにつづられている口座振替依頼書に必要事項を記入・押印し、税務課または金融機関へ提出してください。

納期限／第1期▶7月1日(月)

第2期▶9月2日(月)

第3期▶10月31日(木)

第4期▶令和2年1月31日(金)

会社に勤めている人は給与から天引き

会社に勤めている人の市民税・県民税は、原則給与から天引きされます。会社から配られる「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定(変更)通知書」を確認してください。

新たに就職した人は、納期限までに会社へ給与天引きを依頼すれば給与天引きができます。会社に納税通知書を持って行き、給与天引きができるかどうか相談してください。

※給与天引きができるかどうかについては、会社によって異なります。

☎税務課市民税係 995-1810

住宅の耐震診断・耐震補強のススメ

プロジェクトTOUKAI (東海・倒壊) -0ゼロ



今後、予想される巨大地震からひとりでも多くの市民の生命を守るため、市は県とともに住宅の耐震化に向けた『プロジェクトTOUKAI (東海・倒壊) -0』を進めています。

昭和56年5月以前に建築された木造住宅の耐震化を進めるため、耐震補強設計・耐震補強工事の支援を行っています。一部の対象地域で、該当の住宅を所有している人の自宅に「専門家の耐震診断(無料)のすすめ」のダイレクトメールを送付します。ダイレクトメールが届いた所有者や居住者の人は申し込んでください。

「自分の命は自分で守る」今こそ耐震補強を

●木造住宅耐震補強助成事業(補強計画一体型)

本年度から耐震補強工事の設計と耐震補強工事を一体型とした補助金制度に改正しました。

☑昭和56年5月以前に建築された木造住宅の所有者や居住者

補助額の上限額／一般世帯▶100万円、高齢者(65歳以上)のみの世帯、障がいのある人と同居の世帯▶120万円(工事費の8割が限度となります。)



●ブロック塀等耐震改修促進事業

危険なブロック塀の撤去などを行う場合、費用の一部を補助しています。

☑倒壊または転倒の恐れのあるブロック塀(道路境界に面し、高さ60cm超え)

☎まちづくり課 995-1856